

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月12日

佐賀県知事 山口 祥 義

佐賀県規則第33号

佐賀県手数料条例施行規則の一部を改正する規則

佐賀県手数料条例施行規則（平成12年佐賀県規則第6号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の改正部分は、下線の部分である。

改正前			改正後			
別表（第2条関係）			別表（第2条関係）			
手数料	区分	額	手数料	区分	額	
1～9	略		1～9	略		
10 特定任意講習手数料	<u>(1) チャレンジ講習</u>	<u>2,650円</u>	10 特定任意講習手数料	<u>(1) 特定任意高齢者講習</u>	<u>6,450円</u>	
	<u>(2) 特定任意高齢者講習</u>	<u>1,800円</u>		<u>ア 2時間講習</u>		<u>2,900円</u>
	<u>(3) (1)及び(2)以外の特定任意講習</u>	<u>1,350円</u>		<u>イ 1時間講習</u>		<u>2,900円</u>
			<u>(2) (1)以外の特定任意講習</u>	<u>1,350円</u>		
備考			備考			
1～4 略			1～4 略			
			5 第10号中「 <u>2時間講習</u> 」及び「 <u>1時間講習</u> 」とは、次のとおりとする。			
			<u>2時間講習</u> 運転免許に係る講習等に関する規則(平成6年 国家公安委員会規則第4号)第1条各号の基準を 満たす講習のうち2時間以上の講習			
			<u>1時間講習</u> 運転免許に係る講習等に関する規則第1条各 号の基準を満たす講習のうち、普通自動車対応免 許以外の免許のみを受けようとし、又は受けてい る者及び道路交通法施行令(昭和35年政令第270 号)第34条の3第4項又は第37条の6の3の基準			

改正前	改正後
	<u>を満たす者に対する 1 時間の講習</u>

附 則

この規則は、令和 4 年 5 月 13 日から施行する。